

関連用語解説

■市町村森林整備計画

地域森林計画に適合させて、市町村長が5年ごとにたてる10ヵ年計画で、地域森林計画で示された基準を指針として、市町村内における民有林の取扱いについての具体的な内容を示す計画です。

■民有林

国以外が所有している森林。一般民有林と道有林をあわせて民有林という（地域森林計画対象森林）。

■一般民有林

民有林のうち道有林を除いた森林で、市町村や個人、法人などが所有する森林が該当する。

■制限林

森林法、自然公園法、砂防法等の法令により立木の伐採が制限されている森林。

■保安林

水源かん養、土砂の流出や崩壊の防備、保健休養などの特定の公共目的を達成するため森林法に基づいて一定の制限（立木の伐採、土地の形質変更、植栽の義務等）が課せられている森林。

■普通林

制限林以外の森林をいう。

■主伐

利用できる時期に達した林木を伐採すること。次の世代の樹木の更新を伴う伐採。

■皆伐

主伐のひとつで、一定区域の林木の全部または大部分を一度に伐採すること。

■択伐

主伐のひとつで、成熟した木を抜き伐りすること。計画的に繰り返し伐採（抜き伐り）するため、伐採により林分の状態が大きく変化せず、持続的に次の世代の樹木を発生させることができるのが特徴。

■間伐

林木の育成過程で林分内の密度を下げるために行う間引きのこと。林木同士の競争を緩和し、成長量の増大や林木の利用価値の向上、森林の有する諸機能の維持推進のために行う。

■造林

現在ある森林に手を加えることにより、目的にあった森林の造成を行うこと。または、新たに森林を造ること。造林の方法は人工造林と天然更新に大別される。

■人工造林

苗木の植栽、種子のまき付け、挿し木などの人為的な更新方法により、森林を造成すること。

■天然更新

主として天然の力によって次の世代の樹木を発生させ、森林を造成すること。



...環境は森林に守られています...

森林は、木材を生産するだけではなく、洪水や土砂災害を防いだり、きれいな水を提供するなど、地域の方の生活と深く関わっています。

立木の伐採に際して、森林所有者又は伐採事業者は伐採に関する届出等を市町村長又は（総合）振興局に提出しなければなりません。法令等の定めによる届



出書等は、事前に提出する場合や、事後に提出する場合があります。また、伐採の許可手続きをしなければならぬ場合もあるため、伐採する概ね2～3ヶ月前に、市町村又は（総合）振興局に確認しましょう。詳しくは、裏面をご覧ください。



監修・発行・問い合わせ先
北海道水産林務部林務局森林計画課
計画推進グループ

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
TEL011-204-5497（直通）

HP <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/srk/>



森林の立木 を伐採する 皆さんへ

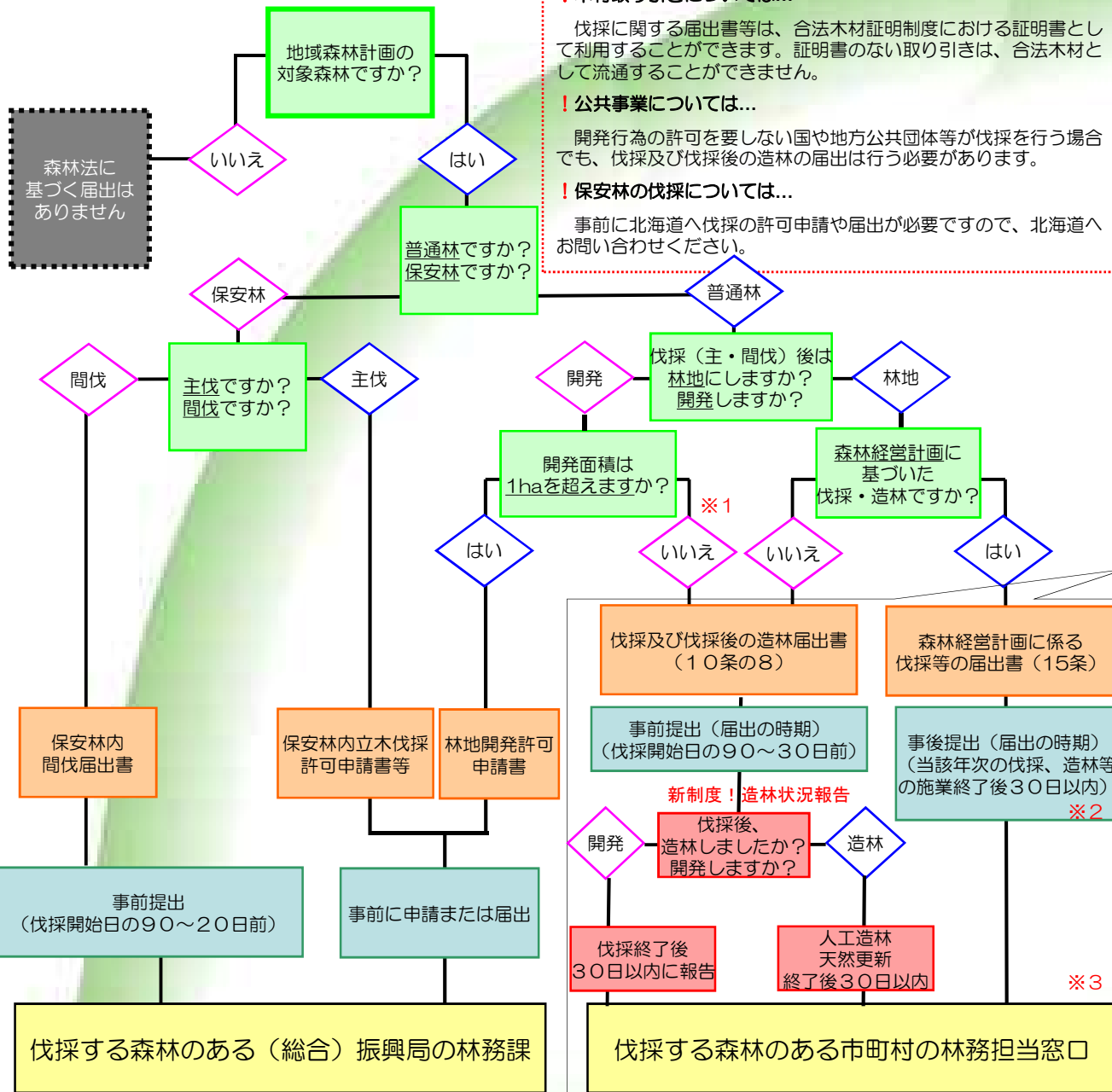
ご存じですか？伐採・造林の届出制度

計画的な伐採・造林を



作成：平成30年1月

森林法に基づく伐採に関する手続概要の流れ



！木材取り引きについては...
伐採に関する届出書等は、合法木材証明制度における証明書として利用することができます。証明書の無い取り引きは、合法木材として流通することができません。

！公共事業については...
開発行為の許可を要しない国や地方公共団体等が伐採を行う場合でも、伐採及び伐採後の造林の届出は行う必要があります。

！保安林の伐採については...
事前に北海道へ伐採の許可申請や届出が必要ですので、北海道へお問い合わせください。

伐採及び伐採後の造林の届出制度（森林法第10条の8第1項）

【Q&A】

- 届出の対象となる森林は？
地域森林計画の対象森林（民有林）です。そのうち、保安林と保安施設地区及び森林経営計画を立てている森林は除きます。対象森林の確認は、森林のある市町村又は（総合）振興局までお問い合わせください。
- 誰が・いつ・どこに届け出るの？
森林所有者が自ら伐採と伐採後の造林（天然更新を含む）を行う場合は森林所有者が、立木を買って伐採を行う者（伐採業者等）と伐採後の造林（天然更新を含む）を行う者（森林所有者）が異なる場合は両者連名で、伐採する30日～90日前に、伐採する森林がある市町村長に届け出る必要があります。
- 届出書には何を記載するの？
森林の所在場所、伐採面積等の伐採関連事項、伐採後の造林関連事項等を記載します。
- 届出書を出せば、伐採していいの？
届出内容が市町村森林整備計画に適合しないと認められる場合、また届出計画に従った伐採や造林を行っていないと認められる場合に、市町村長は届出人に対し計画の変更や遵守を命じる場合があります。
- 届け出なかった場合はどうなるの？
伐採の届出義務のある者が、届出書を提出しないで立木を伐採した場合、市町村長は伐採の中止や伐採後の造林を命じる場合があります。また、悪質な場合は100万円以下の罰金に処せられることがあります。

※届出書の様式については、北海道のHPで確認できます。

【新制度！】伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告制度（森林法第10条の8第2項）

森林を確実に更新することを目的に設立された新制度です。
平成29年4月1日以降に提出した「伐採及び伐採後の造林の届出書」に基づく伐採後、造林した森林について、森林のある市町村に対し「伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告書」を提出することが義務づけられました。

【Q&A】

- ★ 誰がどこに報告するの？
森林所有者等の、造林をした者が、森林がある市町村長に報告書を提出します。
- ★ 報告書には何を記載するの？
伐採・造林面積、伐採・造林方法などの、造林後の森林の状況を記載します。
- ★ 報告書はいつ提出すれば良いの？
人工造林または天然更新した場合は、それぞれが終了した日から30日以内です。また、伐採後森林以外の用途に開発した場合（1ha未満）は、伐採が終了してから30日以内です。
- ★ 報告をしなかった場合はどうなるの？
市町村が必要に感じ、報告書を提出するよう指導します。指導してもなお、報告書を提出しない場合は、告発を行う場合があります。

なお、告発を行った場合は、30万円または100万円以下の罰金に処せられることがあります。

※報告書の様式については、北海道のHPで確認できます。

【参考】森林経営計画に係る伐採等の届出書（森林法第15条）

- 5年間の森林経営計画を立て、認定者（市町村等）の認定を受けた森林を伐採する場合は、伐採終了後30日以内に認定者へ届出書を提出します。詳しくは、伐採する森林がある地域の市町村へお問い合わせください。

※1. 開発面積が1haを超えない場合については、伐採及び伐採後の造林届出制度に基づく手続きになります。
 ※2. 事後提出については、森林経営計画に基づく伐採のほか、非常災害に際した緊急の伐採等が該当します。
 ※3. 森林経営計画に係る伐採等の届出は、計画の認定者（市町村、北海道等）へ提出するため、留意してください。